

平成 31 年 4 月 1 日 制定

令和 4 年 4 月 1 日 改定

診療放射線技師学科（昼間部）内規

学校法人 大阪滋慶学園
大阪ハイテクノロジー専門学校
学 校 長 橋 本 勝 信

〔1〕成績評価について

1. 学生便覧の教科課程のうち診療放射線技師国家試験の試験科目である以下の科目については、成績評価は試験素点（定期試験及び小テストを含む）のみで評価する。
診療放射線技師国家試験の試験科目とは、公衆衛生学、解剖生理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、病理学、関係法規、医用工学Ⅰ、放射線物理学Ⅰ・Ⅱ、放射線生物学、放射化学、放射線計測学Ⅰ・Ⅱ、診療画像検査学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、核医学検査技術学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、放射線治療技術学Ⅰ・Ⅱ、医療画像情報学Ⅰ・Ⅱ、画像工学Ⅰ・Ⅱ、放射線安全管理学Ⅰである。
2. 上記以外の科目については、成績評価は以下の基準で算出する。
試験素点 70%、出席評価点 20%、平常点 10%

〔2〕進級判定について

1. 進級判定は以下の要件に基づき、進級判定会議において総合的に判定する。
 - （1）当該学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - （2）当該学年における年間授業時間（学校行事を含む）の出席率が 90%以上であること。
 - （3）学内における実習科目については、各々について出席率が 90%以上であること。
 - （4）出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 当該学年における履修予定科目のうち未履修科目数が 10 科目以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 当該学年終了時に、1－（2）（3）の条件を満たし、かつ未履修科目数が 10 科目未満の者は、進級判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年となる。なお、この特別単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。
4. 診療放射線技師学科においては、本校学則に規定する仮進級の制度は適用されない。

〔3〕臨床実習について

1. 臨床実習に参加できる者は、当該学年の臨床実習までの出席率が90%以上であり、かつ臨床実習基礎能力試験に合格した者とする。
2. 臨床実習基礎能力試験は専門科目の筆記試験及び実技・面接等の実践的試験であり、平常の受講姿勢や態度等も含めた評価とする。
3. 臨床実習の参加の可否は、臨床実習判定会議により総合的に判定する。
4. 臨床実習の取得単位は、いかなる場合でも失効しない。

〔4〕卒業判定について

1. 卒業判定は以下の要件に基づき、卒業判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 最終学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - (2) 最終学年における出席率が90%以上であること。
 - (3) 学内における実習科目については、各々について出席率が90%以上であること。
 - (4) 卒業認定試験（診療放射線技術学総論：1単位）に合格していること。ただし、合格基準に関しては、卒業判定会議において定める。
 - (5) 模擬試験等の結果は、卒業判定の重要な参考資料となる。また、出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 最終学年における履修予定科目のうち未履修科目数が10科目以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 最終学年終了時に、1－(2)(3)の条件を満たし、未履修科目数が10科目未満の者は、卒業判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年とする。なお、この単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。

〔付則〕

1. 在学期間中に学修に重大な支障があると判断された場合は、生活面および学習面での教育指導を行うことがあり、学生はその指導に従わなければならない。
2. 本内規は平成31年4月1日から実施する。
3. 本内規は令和4年4月1日、一部条文の追加及び変更ならびに学校長名を変更、実施する。

平成 31 年 4 月 1 日 制定

令和 4 年 4 月 1 日 改定

診療放射線技師学科（夜間部）内規

学校法人 大阪滋慶学園

大阪ハイテクノロジー専門学校

学 校 長 橋 本 勝 信

〔1〕成績評価について

1. 学生便覧の教科課程のうち診療放射線技師国家試験の試験科目である以下の科目については、成績評価は試験素点（定期試験及び小テストを含む）のみで評価する。
診療放射線技師国家試験の試験科目とは、公衆衛生学、解剖生理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、病理学、関係法規、医用工学Ⅰ、放射線物理学Ⅰ・Ⅱ、放射線生物学、放射化学、放射線計測学Ⅰ・Ⅱ、診療画像検査学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、核医学検査技術学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、放射線治療技術学Ⅰ・Ⅱ、医療画像情報学Ⅰ・Ⅱ、画像工学、放射線安全管理学Ⅰである。
2. 上記以外の科目については、成績評価は以下の基準で算出する。
試験素点 70%、出席評価点 20%、平常点 10%

〔2〕進級判定について

1. 進級判定は以下の要件に基づき、進級判定会議において総合的に判定する。
 - （1）当該学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - （2）当該学年における年間授業時間（学校行事を含む）の出席率が 90%以上であること。
 - （3）学内における実習科目については、各々について出席率が 90%以上であること。
 - （4）出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 当該学年における履修予定科目のうち未履修科目数が 10 科目以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 当該学年終了時に、1－（2）（3）の条件を満たし、かつ未履修科目数が 10 科目未満の者は、進級判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年となる。なお、この特別単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。
4. 診療放射線技師学科においては、本校学則に規定する仮進級の制度は適用されない。

〔3〕臨床実習について

1. 臨床実習に参加できる者は、当該学年の臨床実習までの出席率が90%以上であり、かつ臨床実習基礎能力試験に合格した者とする。
2. 臨床実習基礎能力試験は専門科目の筆記試験及び実技・面接等の実践的試験であり、平常の受講姿勢や態度等も含めた評価とする。
3. 臨床実習の参加の可否は、臨床実習判定会議により総合的に判定する。
4. 臨床実習の取得単位は、いかなる場合でも失効しない。

〔4〕卒業判定について

1. 卒業判定は以下の要件に基づき、卒業判定会議において総合的に判定する。
 - (1) 最終学年において履修予定の全科目の単位を取得すること。
 - (2) 最終学年における出席率が90%以上であること。
 - (3) 学内における実習科目については、各々について出席率が90%以上であること。
 - (4) 卒業認定試験（診療放射線技術学総論：1単位）に合格していること。ただし、合格基準に関しては、卒業判定会議において定める。
 - (5) 模擬試験等の結果は、卒業判定の重要な参考資料となる。また、出席すべき補習・補講の出席状況も同様に重要な参考資料となる。
2. 最終学年における履修予定科目のうち未履修科目数が10科目以上ある者は、原級留置、すなわち留年とする。
3. 最終学年終了時に、1－(2)(3)の条件を満たし、未履修科目数が10科目未満の者は、卒業判定会議において特別単位認定試験の実施を許可する場合がある。その場合、全科目に合格できなければ留年とする。なお、この単位認定試験の受験に際しては、所定の誓約書を提出しなければならない。

〔付則〕

1. 在学期間中に学修に重大な支障があると判断された場合は、生活面および学習面での教育指導を行うことがあり、学生はその指導に従わなければならない。
2. 本内規は平成31年4月1日から実施する。
3. 本内規は令和4年4月1日、一部条文の追加及び変更ならびに学校長名を変更、実施する。